

緑の地球

102

Vol.22 - 2



公益財団法人
国際緑化推進センター

連携のための参考指針や様々な事例など紹介

国際緑化推進センターは3月15日、東京代々木の国立オリンピック記念青少年総合センターにおいて、「企業とNGO連携による海外の森林保全・造成活動の促進のための国際ワークショップ」を開催した。会場には約70名が参加した。

今回のワークショップでは、森林の保全造成に積極的に取り組んでいる企業、NGOの関係者にこれまでの取組と今後の展開方向等について紹介してもらおうとともに、会場参加者を交えた意見交換を通し、市民、NGO、企業がそれぞれの立場で、何ができるのか、また、どのように連携していけるかなどについて考えるのが目的。発表者は次の各氏。

▼富沢泰夫（経団連自然保護協議会）、▼富野岳士（国際協力NGOセンター）、▼山田義彦（富士通）、▼カヤイ・トングヌヌイ（オイスカ・タイランド）、▼プラヤット・サバンスク（同上）、▼鈴江恵子（バードライフ・インターナショナル）

全体およびパネルの司会は金澤弘行国際緑化推進センター理事が務めた。佐々木恵彦国際緑化推進センター理事長の主催者挨拶に続き、来賓として林野庁の上田浩史海外林業協

室長が挨拶し、世界の持続可能な森林経営の推進には政府のみならずNGO、企業など民間による取組が重要で、それぞれが互いの足りない分野を補完しつつ活動を展開していくことが大切と述べた。

最初に演壇に立った富沢氏は、経団連の「1%クラブ」および「自然保護協議会」の活動をもとに企業の社会貢献活動の現状について発表した。1%クラブ（社会貢献活動のために経常利益/可処分所得の1%以上を拠出することに努めている企業/個人が加入）では、会員企業を対象とした社会貢献活動実績調査を行っており、10年度についての調査（425社回答）から、貢献活動の年間支出額は1社平均3億8500万円、経常利益に占める割合は平均1.8%、分野別支出では「環境」は約14%で3番目、形態別支出では各種寄付が68%で大半だが自主プログラムの実施も28%を占める、等のデータを紹介。一方、自然保護協議会では、自然保護基金を通じてNGOの自然保護プロジェクトに助成を行っており、これまで18年間の支援件数は計980件、支援総額は約29億円。分野別の森林は、11年度の場合、全体件数の4分の1を占めていることなどが紹介された。1%クラブ、協議会ともに企業とNGOとの相互交流の促進に努めており、持続可能な社会の実現に向けて、企業は「人・物・金」という経営資源を効率的に活用し、貢献の一端を担うことが求められていると述べた。

富野氏は、国際協力NGOセンターが事務局を務める「NGOと企業の連携促進ネットワーク」（旧・CSR推進NGOネットワーク）により作成された「地球規模の課題解決に向けた企業とNGOの連携ガイドライン」をもとに、NGOと企業の連携の意義、連携を行う上での手順、留意点などについて説明した。その中で、▽企業とNGOの連携とは、持続可能な社会の実現に向けた地球規模の課題解決を目的として、お互いの特性を認識し、資源や能力等を持ち寄り、対等な立場で協力して活動すること、▽連携により、企業はNGOのもつ社会的課題領域での専門性や現地に根ざした視点を取り入れることができ、NGOは企業のもつ技術力、組織力等を活動の効果的な実施につなげていくことができる、▽連携に当たっては、目的を共有す

合、全体件数の4分の1を占めていることなどが紹介された。1%クラブ、協議会ともに企業とNGOとの相互交流の促進に努めており、持続可能な社会の実現に向けて、企業は「人・物・金」という経営資源を効率的に活用し、貢献の一端を担うことが求められていると述べた。

合、全体件数の4分の1を占めていることなどが紹介された。1%クラブ、協議会ともに企業とNGOとの相互交流の促進に努めており、持続可能な社会の実現に向けて、企業は「人・物・金」という経営資源を効率的に活用し、貢献の一端を担うことが求められていると述べた。

る、お互いを理解する、正直であることに留意すべき、等の要点を紹介。また、環境と貧困の問題は密接につながっていることを強調し、緑化支援の活動では、森の守り手としての人づくりが重要であり、地域開発や貧困削減を包括した長期的な視点での取組が求められると語った。



富沢泰夫氏（日本経団連自然保護協議会 事務局次長）



富野岳士氏（国際協力NGOセンター 事務局次長）



山田義彦氏（富士通(株) 環境本部 環境企画統括部）

地は、原生林が乱伐により破壊された後、外来種のアカシアマンギウムが植えられ生育している場所、そこを土地本来の森林に戻すため、02年から原生種フタバガキを計3万7500本植林し、08年以降は補植・保育に当たっている。活動ではまた、現地との環境教育の一環としての連携や、社員の啓発活動として現地を活用したエコツアーなどを実施していることを説明した。



カヤイ・トングヌヌイ氏（オイスカ・タイランド 常務役員）



プラヤット・サバンスク氏（オイスカ・タイランド 調整員）



鈴江恵子氏（バードライフ・インターナショナル・アジア・ディビジョン 副代表）

介した。マングローブ林減少の背景には住民の貧困や環境知識の不足があり、プロジェクトは住民への教育活動を通じ、住民自身に植林とその後の管理に携わってもらうというものである。00年から11年までに、6村の村人を中心に地域の学校生徒や植林ツアーで訪れた日本の企業社員等も参加して、計10200株、450万本のマングローブ植林が行われた。プロジェクトを通じ、マングローブの復活や住民の収入向上に効果が顕われつつあり、何よりも住民の意識が高まって主体的に森林が保護されるようになったと成果を語った。

同じくオイスカ・タイランドのプラヤット氏は、コーディネーターとして日本からの植林ツアーの受入れなどに関わる立場から、一般の疑問「高い飛行機代をかけて日本から植林しに行く意味はあるのか（その交通費を植林費用に充てた方がよいのでは）」を提示し、自らそれに回答する形で発表を行った。結論は「意味がある」。その理由として、▽日本から訪れて実際に体験することで現地の実情やプロジェクトの意義、効果などが理解され、意識の高まりが帰国後の持続的な活動のきっかけになる、▽地域住民にはわざわざ海外から植林にやってくるという出来事が強い印象を与え、「植える」ということの大切さや地球規模の課題であることに気づききっかけとなる、▽地域住

民は自分たちの森は誰よりも自分たちが守らなければという意識をもつようになり、また、ツアー参加者のために植林木を枯れさせないようにという責任感を生む、▽実際の触れ合いが人と人の絆を育み、それぞれの国の緊急時などには自然に手を差し伸べる関係を生む（例として、東日本大震災の際に村人たちが直ちにを行った募金活動）などを挙げた。

鈴江氏は、バードライフが企業との連携で実施する森林保全事業について紹介した。バードライフが森林保全で重視している点は、▽森林の生態系を保全すること、▽地域の生物多様性を損なわないこと、▽地域住民が持続的な生計を営めること、▽生態系の復元のための植林活動であること。この基本の下で世界各地で連携の取組を行っているが、今回は6件の事例（ブラジル、ブルキナファソ、マレーシア各1件、フィリピン3件）を紹介。その中の一件では、熱帯雨林再生に100単位（企業）、1本（個人）から参加可能で、その協賛金の10%はコミュニティ基金として地域の生活向上に使われるなど、それぞれ事業ごとに特色ある取組が行われていることを説明した。

続いて、会場からの質問をもとに、連携相手をどうやって見つけるか、どのような連携パターンがあるか、連携活動促進のための今後の課題は、などについて意見交換された。



金澤理事（左端）の司会で行われたパネルディスカッション



会場からも活発な発言がなされた

東日本大震災の教訓を共有し、森林の役割強化の方策を議論

林野庁計画課海外林業協力室 課長補佐 戸谷 玄

林野庁は、独立行政法人国際協力機構（JICA）および国際連合食糧農業機関（FAO）との共催、国際森林研究機関連合（IUFRO）、公益財団法人オイスカ、アジア太平洋地域コミュニティ林業訓練センター（RECOTC）の協力、外務省後援で、本年2月5日、仙台国際センターにおいて、国際セミナー「自然災害における森林の役割と森林・林業の復興」を開催し、約30カ国から約170人が参加しました。

開催の背景

昨年3月11日に発生した東日本大震災以降、国内外において、自然災害に対する森林の減災機能や海岸林の造成、森林バイオオマスの活用等について関心が高まるなど、自然災害に果たす森林の役割が改めて注目を

れています。国内では、「東日本大震災に係る海岸防災林の再生に関する検討会」が昨年5月から本年1月まで5回にわたり開催されて「今後における海岸防災林の再生について」の提言がとりまとめられたほか、民間団体との協働による海岸林の再生、仮設住宅建設に際しての木材の利用などが進められてきました。

海外では、昨年9月に北京で開催された第1回APEC林業担当大臣会合において皆川芳嗣林野庁長官が本セミナーを開催する意向を表明し、大臣会合の声明には森林の減災機能と復旧に関して情報交換を進めることの重要性が盛り込まれました。また、昨年11月に同じく北京で開催された第24回FAOアジア太平洋林業委員会では、我が国が開催する本セミナーにFAOが協力することが決議されました。

なお、本セミナーでは、東日本大震災被災地の復興に向けた状況を特に途上国の政府職員等に直接訪問して知ってもらう目的から、JICAの招聘プログラムやJICAプロジェクトのカウンターパート研修とも連携し、現地視察の日程を練り込みました。

セミナーのプログラム

本セミナーでは、林野庁古久保英嗣森林整備部長の開会挨拶、太田猛彦東京大学名誉教授による基調講演「東日本大震災における森林の役割と持続可能な森林管理・利用」に続き、「日本における自然災害と森林の果たす役割」、「世界の自然災害と森林の果たす役割」、「自然災害と森林についての各国の経験や取組」と題する三つのセッション、まとめとしてのパネルディスカッションを行

い、最後に小野修司JICA東北支部長の閉会挨拶で幕を閉じました。以下がそれぞれの概要です。

◎基調講演「東日本大震災における森林の役割と持続可能な森林管理・利用」

我が国では、森林の環境、経済、社会文化的役割が古くから認識され、17世紀には既に森林整備が進められてきたことを紹介。東日本大震災を契機として、森林が果たす減災機能や復興資材供給などの役割が再認識され、また、我が国にとって災害リスク管理へのアプローチを再考する機会となったことを指摘。

◎セッション1、2、3における発表テーマと発表者名は表のとおり。各発表資料は林野庁ホームページからダウンロードできます。

http://www.rinya.maff.go.jp/j/kaigai/kyoyoku/r23seminar.html

◎パネルディスカッション

アレクサンダー・ブツク氏（IUFRO事務局長）がファシリテーターを務め、太田猛彦氏、カール・クリマイヤー氏、バトリック・ダースト氏、レックス・クルーズ氏（フイリピン大学林業天然資源学部）の4人をパネリストに迎えて開かれたパネルディスカッションでは、それまでの三セッションでの議論を踏ま

え、ファシリテーターから提示された次の質問を軸に議論が行われました。

▽自然災害における森林の役割に関して、今回の大震災から教訓とすべき最も重要な点は何か。

▽森林や林木が自然災害のインパクトを緩和する役割と潜在力について、国際的な認識は十分といえるか。

▽自然災害のインパクトを軽減する

森林の役割が十分に発揮されていない場合、障害となっているものに何が考えられるか。それは森林経営にどのような影響を与えるものか。

▽森林がバナンスの変革や土地利用計画が功を奏して自然災害発生リスクあるいは被害の軽減につながった好例はあるか。

このほか会場からの質問も受けて意見交換が行われた後、最後にファシリテーターから総括が行われ、次のような要点が述べられました。

▽日本をはじめ各国では、災害を完全に「防ぐ」という考えから、災害を「緩和する」という考え方への転換が進みつつある。

▽災害のリスク評価では、より広範囲な潜在的可能性を考慮に入れるべきである。

▽災害リスク管理において、潜在的に二律背反性をもつものや機会コスト（迷いなど）も十分に考慮して検討される必要がある。

現地視察

セミナー翌日に海外参加者を対象に現地視察を実施し、東北学院大学宮城豊彦教授の案内により若林区荒浜地区や東松島などを訪れました。海岸林の被災状況等を視察した参加者たちは、災害の爪痕に言葉を失いながらも、海岸防災林の果たした役割とそこから学ぶべき教訓に思いを馳せ、盛んな質疑が交わされました。

今後の予定

本セミナーで得られた知見は、今年ローマで開催されるFAO林業委員会において報告され、広く共有される予定です。

各セッションでの発表テーマと発表者名

セッション1：日本の自然災害と森林の果たす役割	
＜ファシリテーター＞	林野庁 海外林業協力室長 上田 浩史
「東日本大震災に係る海岸防災林の再生に関する検討会」での検討結果と今後の海岸林の再生、復興への取組	林野庁 山地災害対策室長 井上 晋
NGOによる協働での森づくりと海岸林再生の取組	オイスカ 緑化技術顧問 清藤 城宏
森林の機能を生かした山地災害の防止および軽減の取組	森林総合研究所 研究コーディネーター 落合 博貴
再生可能資源による仮設「板倉の家」の試み	筑波大学教授 建築家 安藤 邦康
セッション2：世界の自然災害と森林の果たす役割	
＜ファシリテーター＞	FAOアジア太平洋地域事務所 上級林業オフィサー バトリック・ダースト
「防災林の管理-機能、生態、社会的議論を踏まえた世界的原則」	IUFRO デイビジョンコーディネーター、オーストラリア連邦森林・自然災害・景観研究訓練センター カール・クリマイヤー
リスクと持続可能な森林経営-自然災害管理に基盤・指標の枠組みを活用する可能性	モンリオール・プロセス技術顧問委員会議長、ニュージーランド サイオン研究所 テイモシー・ベイン
自然災害に対するコミュニティの回復力	RECOTC 事務局長 ティント・ルウィン・トーン
森林と自然災害：アジア太平洋地域における理論と実践	FAOアジア太平洋事務所 林業政策アナリスト ジェレミー・ブロードヘッド
セッション3：自然災害と森林についての各国の経験や取組	
＜ファシリテーター＞	RECOTC事務局長 ティント・ルウィン・トーン
JICAによる森林・自然環境保全と自然災害に対する取組	JICA 地球環境部 技術審議役 畑茂樹 JICA 四川省震災後森林植生復旧計画プロジェクト 四川省林業庁副庁長 李剣
津波の影響を制御するための海岸復旧	インドネシア林業省 セラユ・オパック・プロゴ流域管理センター所長 アユ・デヴィ・ウタリ
3.11 東日本大震災における海岸林・沿岸域の破壊実態と津波減衰効果-海外の事例と東日本大震災の事例の比較	東北学院大学 教授 宮城 豊彦
コミュニティの参画を通じたサイクロン・ナルギス後の海岸植生の復旧-ミャンマーの経験	森林資源環境開発保護機関 モン・モウ・タン ※発表者が欠席のためRECOTCティント事務局長が代理発表



(内、マンゴー400^{ヘクタール}、トウモロコシ単一栽培に代わる生計手段とすると同時に、環境の改善を図る。条件のよい販路の開拓にも取り組む。)

◎森林減少対策
熱効率の良い調理器具や粉殻を燃料として使える調理器具を配布するとともに、薪炭林を設置し、自然林

に対する新利用の庄の軽減を図っている。薪炭販売を収入源としていた住民には代替収入源の提供を進めており、アグロフォレストリーがその一例である。ペニャブランカ町は、自然林の薪炭利用禁止を徹底するための条例を制定し、プロジェクトは条例の実施を支援している。

◎持続性のため
の体制構築
マンゴー収益の一部を契約に基づき「植林基金」に集め、植林地の管理経費に充てる他、生計支援のための小口融資の原資として活用する計画である。マンゴーの収穫量と品質が高まれば、個別農家の収入は増大し、同時に「植林基金」を通じて環境および社会面の便益が拡大する。つまり、自然環境の保全と

◎持続性のため
の体制構築
マンゴー収益の一部を契約に基づき「植林基金」に集め、植林地の管理経費に充てる他、生計支援のための小口融資の原資として活用する計画である。マンゴーの収穫量と品質が高まれば、個別農家の収入は増大し、同時に「植林基金」を通じて環境および社会面の便益が拡大する。つまり、自然環境の保全と

個別農家およびコミュニティの経済活動とが融合した仕組みを目指している。

一連の作業を担うのが、集落ごとに組織された農家組合である。プロジェクトの終了までに、植林やアグロフォレストリー管理、マーケティング、財務管理など、組織運営に必要なノウハウを習得させるプログラムを実施している。

順応的管理の実践
プロジェクトでは、現状の把握に基づいた柔軟な進捗管理を行っている。植林作業がほぼ完了した昨年、より精査したモニタリングを実施し、事業成果の総合的な評価を行った。その結果、森林再生や住民生活の向上をより効果的に進めるために、計画を修正することになった。修正の具体例としては、取組普及方策の改善として、集落ごとに模範農家を選び、成功例をもって地域の動機づけを行うことなどである。

CCBスタンダード
気候・地域社会・生物多様性(CCB)スタンダードは、温室効果ガ

☆プロジェクト追跡☆

フィリピン・ペニャブランカの持続可能な森林再生事業

コンサベーション・インターナショナル・ジャパン

環境保全と生活向上の両立実証を目指して

プロジェクトの背景と目的

コンサベーション・インターナショナル(CI)は、「科学」、「パートナーシップ」、そして世界各地における「実践活動」に基づき、持続可能な社会を実現し、人類全体の生活の質を向上させることを目指している国際環境NGOである。

フィリピン・ペニャブランカ持続可能な森林再生事業は、CIがトヨタ自動車の支援を受けて、フィリピン国環境天然資源省と地元ペニャブランカ町と共に取り組んでいる。目的は、森林の再生を図ることだけでなく、環境保全と生活の向上が両立できることを実例で示すことである。ドナーであるトヨタ自動車も、プロジェクトの設計と実施に積極的に参加している。

プロジェクト地は、生物多様性保全のために世界的に重要な地域(KBA)であるルソン島北部のペニャブランカ自然保護区内にある森林劣化が深刻な地域である。自然保護区の管理計画の中で要再生区に位置づけられており、そこに森林を再生することににより、背後に広がる広大なシエラマドレ山脈の自然林の保護につながることを期待されている。一

方、この地域では毎年12月頃から半年ほど乾季が続くため、その間の乾燥と山火事が森林再生活動の大きな障壁である。

本プロジェクトの実施以前に、クリティカル・エコシステム・パートナーシップ基金やUSAIDの支援により、管理計画の作成や、環境・社会的情報の蓄積、関係者間の連携の体制ができていた。この下地を活用してプロジェクトは2007年に開始され、2013年終了の予定である。この間に、将来にわたって持続的に活動が続けられていく上で必要となる地域のキャパシティ構築を目指している。

主な取組

フィリピンで森林の減少と分断化が進む背景には、生計手段が少ないため、自家用燃料や販売目的のための過剰な薪炭採取、違法放牧など、森林資源の持続可能でない利用が行われている現状がある。制度上は保護されている保護地域内でも、同様の問題にさらされている。

本プロジェクトでは、森林劣化の要因への対策を重視し、代替生計手段の提供をはじめ、次のような取組

をプロジェクトの柱としている。

◎在来樹種植栽による森林再生
周辺のシエラマドレ山脈の森林を構成する樹種を育苗施設で育て、計画面積1800^{ヘクタール}に植林する。植林後の管理の一環として、乾季に頻発する山火事の防止と早期発見・消火のためのパトロールをしている。また、違法伐採や違法放牧についても注意喚起を行っている。

◎アグロフォレストリーによる代替生計手段の提供
計画面積700^{ヘクタール}に果樹を植林し



プロジェクト対象地と見張り小屋 (写真左下の山頂に見える)

持続可能な森林産業とは何か

国連食糧農業機関 (FAO) 発行「世界森林白書2011 (SOF2011)」について、今回は第二章以下の概要を紹介する。

II 持続可能な森林産業の開発

「持続可能な森林産業」を成す要素は何か、その「持続可能性」を押し進める要因とは何か——こういったことについての分析は最近に至るまでほとんどなされてこなかった。「SOF2011」では、森林産業の持続可能性に対する最も重要な推進要因は、人口増加、経済成長、市場拡大、社会的・環境的行動での社会的傾向と捉えている。だが、そのいくつかの要因は、森林産業が熾烈な資源競争に直面する局面では負の影響を与える可能性をもっている。

こうした推進要因がもたらす好機や脅威に対し、各国政府や産業界は、産業の持続可能性を高める取組を打ち出して対応してきた。多くの場合、こうした取組とは、森林部門の競争力や強み・弱点の分析、木材製品の

供給拡大と採算性の確保に向けた対策、研究開発・技術革新への支援、グリーン経済への移行の合図となるような新製品の開発 (例えばバイオ燃料) などである。

2008年に始まり大半の先進国に波及した深刻な景気後退に対処するために、産業界は、変革の断行や新たな連携を探る試みを強いられ、事業の統合・再編、過剰設備の削減、また、競合分野での協調した生産調整などを行った。各国政府もまた、社会的・環境的行動を改善するための政策や規制を強化してきた。FAOでは今後もこうした動向について調査して、年内(11年)に持続可能な森林産業をテーマとした報告書を発表する予定である。

III 気候変動の緩和と適応

ここ数年、森林・林業は気候変動に関する国際的協議の中心議題の一つとなっている。各国政府はすでにREDD+の潜在的な重要性で合意し、パイロット事業実施に多額の財源拠

出が行われている。気候変動や森林・林業の取組が目指す長期的な持続可能性は、効果的な森林ガバナンスや炭素権の明確化、利益の公平な配分、また、適応活動を気候変動政策・事業の中に統合して位置づける等、多くの要因に左右されるだろう。

2010年12月にメキシコのカンクンで開かれた国連気候変動枠組条約締約国会議ではREDD+に焦点が当てられ、REDD+に関する決定が採択された。この決定では、森林の減少・劣化からの温室効果ガスの排出削減、森林の保全および持続可能な経営、炭素蓄積の増大といったREDD+の対象範囲やREDD+の原則、セーフガードなど全体的な枠組みが規定された。測定・報告・検証(MRV)の具体的ルールなど、方法的な課題については今後、引き続き検討されていくことになる。

新法をつくり、炭素権を法的に有効なものにしている。一部の国はさらに一歩進めて、土地の「所有権」とは切り離して炭素権の所有権を認める規定を行っている(注:土地のリースの場合なども対象)。「SOF11」では、森林の炭素権に関し国内レベルで策定された指針や法律の多様性を示すとともに、他国でそのまま適用されることも可能な好例を紹介している。

気候変動の緩和の議論でREDDの問題が非常に高いレベルで取り組まれている一方、適応(気候変動の悪影響への対策)についてはそれほど幅広い議論になっておらず、政策やプログラムへの統合も進んでいない。適応の問題は複雑であり、ここでは複合した取組が必要となる。現在の国際合意では適応について一定の考慮はしているものの限定的であり、REDD+の取組の下で森林活動と適応を合体させる適切な仕組みが欠けている。気候変動に関する政策や行動において、適応の側面で森林が果たす役割についてはさらなる検討が必要である。

IV 地域にとつての森林の価値

最後の章では、国際森林年のテーマ「人々のための森林」と関係して、地域にとつての森林の価値という課題を取り上げ、それを掘り下げていく上で伝統的知識、地域住民による森林管理(CBFM)、森林関連の中小企業(SMFES)、森林の非金銭的価値について考察している。

伝統的知識は、商業製品に利用されることで現地に収入をもたらしている。伝統的知識の保護については国際的政策決定の場を通じて一定の取り決めがなされているが、それに

対する幅広い認識や政策への統合を進めることが必要であり、このことはREDD活動が具体化されるに当たって特に重要になる。

地域住民による森林管理や森林関連の中小企業は、木材や非木材林産物の生産、販売にとつて重要である。地域住民による森林管理を推進するものとして挙げられるのは、地方分権、権限付与の政策枠組み、貧困削減に向けた国家行動計画、農村開発、草の根活動と手を携えた国際的ネットワークなどである。地域住民による森林管理が順調に発展するならば、そこには長期的な利益がもたらされ、

参加の拡大、貧困の緩和、生産性の増大、植生の多様性、森林種の保護などにつながるものとなる。森林の生産性が高まれば、それは森林関連の中小企業の発展にもつながって、地域の人々の生活に明らかな利益をもたらすだろう。けれどその一方で、継続的な投資を誘致するための有効な条件整備も求められる。

非木材林産物は、森林関連の中小企業の成功の鍵を握っている。非木材林産物については、国際協定と国内政策・法規の双方を通じ、資源の持続的利用を確保するための規制が増えている。非木材林産物の金銭的

価値、また、地域住民による森林管理や森林関連の中小企業を通じた産業促進については広く論じられているが、森林の非金銭的価値についても深く考えていく必要がある。森林の非金銭的価値は森林内・周辺に住む人々にとつて重要な支えになっていることが多く、時には現金収入よりもさらに大きな貢献をしていることがある。とりわけ奥深い遠隔地にある村落では、非金銭的収入は持続可能な生活の重要な一部であり、特に女性や最も貧しい層にとつて必要不可欠である。

(おわり)

公益財団法人へ移行しました

国際緑化推進センターは、国際森林年でもあった昨年に設立20周年を迎え、記念の座談会や国際パネルディスカッションを開催して、真に効果的な民間海外緑化協力のあり方とその推進方策について人々と共に改めて深く考える機会としました。このように昨年は、当センターにとつてこれまでの歩みを振り返り、今後のあるべき活動を展望する意義深い節目の年でしたが、その一方にあつては、平成20年12月に施行された公益法人改革関

連三法の定める特例民法法人の移行猶予期間5年の中間点でもありました。この3本の法律は、①全ての公益法人(財団法人、社団法人)が、②25年11月末までに、③公益財団(社団)法人か一般財団(社団)法人かの何れかに移行することを求め、④移行しない場合には法人格を失って解散させられるというものです。

国際緑化推進センターでは、その事業活動の、①非営利性(剰余金を設立者に分配しない等)はもとより、②公益性

(不特定かつ多数の者の利益増進に寄与)、さらには、③特定公益増進法人であった過去の実績(特定公益増進法人への個人・企業からの寄附金には税制上の優遇措置があり、公益財団社団法人は自動的に特定公益増進法人となります)等を勘案して、④公益財団法人への移行を目指すこととしました。事務手続的的には、理事会・評議員会の承認を得た上で、①昨年9月に内閣府に対し公益財団法人への移行を申請し、②本年3月に内閣府により公益財団法人として認定され、③4月1日付けで東京法務局において財団法人国際緑化推進センターの解散登記と公益財団法人国際緑化推進センターの

設立登記手続きを了し、④財団法人から公益財団法人に移行したところです。

公益財団法人は、もう一つの選択肢である一般財団法人と比較して、税制上の優遇措置や公益認定を得た社会的地位等に照らして、内閣府への報告と内閣府からの指導監督が項目・内容ともに多岐にわたります。このため、国際緑化推進センターとしては、法人としてのガバナンスやコンプライアンス等をより一層向上させるとともに、その設立理念である「緑の地球づくり」の原点に立ち戻って、国際緑化の推進に努めていく所存です。皆様の従前にも増したご理解と協力を宜しくお願い申し上げます。



●キルギス● 住民参加の森林活動など10戦略を推進中

JICA「キルギス共和国共同森林管理実施能力向上プロジェクト」チーフアドバイザー

徳川 浩一

キルギスタンという国

キルギス共和国（以下、通称のキルギスタン）は、中国の西、シルクロード途上にある国です。国土面積は約20万平方キロ、天山山脈を始めとする7000m級の山脈やパミール高原に隣接する高標高地が国土の大部分を占める山岳国です。ユーラシア大陸のほぼ中央に位置すること、高標高地が多いことから、大陸性の乾燥した気候、あるいは高山気候となっており、降水量は首都ビシ



ケクで年間400ミリ程度となっています。キルギスタンはカザフ、ウズベク、タジク、

ロシア等の様々な民族が分布する多民族国家です。1991年までソビエト連邦の共和国であったことから、公用語はロシア語ですが、最近では国家語であるキルギス語への回帰の機運も高まっています。

キルギスタンの森林

キルギスタンではソビエト時代、乱伐、過放牧により、一時期国土面積の3%まで森林面積が減少したとされていますが、1947年に現在の森林管理署（レスホース）による国有林野の管理が開始され、また、1950年代以降植林政策を推進した結果、全国の森林面積は112・3万ha（森林率約5・6%）となっています（Integrated Assessment of Natural Resources of Kyrgyzstan 2008-2010, FAO）。森林面積のうち、高木林は67・7万ha、残りの44・6万haは灌木林であり、高木林の9割以上を占める天

然林は、果実林、トウヒ林、ビャクシン林、河畔林の4タイプに区分されています。果実林はクルミ（*Juglans regia*）、ピスタチオ（*Pistacia vera*）、アーモンド（*Amygdalus communis*）、アップル（*Malus kirgisorum*）等の果実をつける広葉樹により構成されており、ジャララバード州、オシユ州を中心に約63・1万haに分布しています。トウヒ（*Picea schrenkiana*等）は主に北部のイシククル湖周辺及びナリン州を中心に約11・7万haに分布しています。ビャクシン（*Juniperus turkestanica*等）は主に南部のオシユ、バトケン州に分布しています。河畔林は、ヤナギ（*Salix alba*）、ニハ（*Ulmus pumila*）等、地域により様々な樹種で構成されています。

一方、人工林では、アカマツ、カラマツ（*Larix sibirica*）、トウヒ、ビャクシン、クルミ、ピスタチオ、ポプラ等が植栽されています。なお、



イシククル州のトウヒ林

継続的に地域住民に貸付する形で維持管理されており、山岳部に住む住民の生活基盤そのものを支えています。

SAEPFの現場組織は、林業経営を目的とした森林造成・管理を行う42の森林管理署のほか、10の自然保護区事務所、九つの国立公園管理事務所等からなっています。

各事務所への国からの予算は人件費のみであり、事業費は木材・果実等の林産物生産、苗木生産、土地の貸付による自己収入、民間企業から徴収する環境開発を目的とする基金、国際機関等からの援助によって賄っており、経営的には非常に厳しい状況が続いています。特にこの国の高木林の9割以上を占める天然林は禁伐もしくは厳しい伐採許可の下にあり、人工林も1950年代以降に植栽されたものがほとんどであるため、年間の伐採量は非常に限られたものとなっています。したがって植林事業はもっぱら新規植林及び天然林内の植え込みに重点が置かれている状況です。また、こうした国有林野の予算不足等の事情もあり、近年、植林は直営で行うものより、地域住民に新規植林事業地を貸付し維持管理を兼ねて継続的に利用して

らう方式が盛んに行われています。

キルギスタンの森林政策

キルギスタンでは1995年以降、スイスにより森林政策の様々な面での技術協力が行われ、現行の森林法、森林開発基本方針、各種森林計画が整備されました。このうち、2004年に改定された森林開発基本方針は現時点でもキルギスタンの森林政策の主軸となっています。この森林開発基本方針においては、①持続可能な森林経営の確立、②住民（地域）参加による森林管理の推進、③森林セクターにおける国レベル組織の改革、の三つの観点が提示され、十の戦略、すなわち①森林と生物多様性の保全、②持続可能な森林経営のための技術指針の開発、③森林生産活動の民間セクターへの移行、④住民参加による森林活動の推進、⑤森林セクターの行政組織の合理化、⑥森林行政の市場経済への対応、⑦森林行政職員の地位の向上、⑧森林に係る研究と教育の充実、⑨森林セクターの財源の効果的運用、⑩森林に係る国民の意識の啓発、が掲げられ、様々な取り組みが展開されています。

ちなみに、筆者が参加している2009年開始の「共同森林管理実施能力向上プロジェクト」は、キルギスタンでは初の森林分野のJICA技術協力プロジェクトで、上記④「住民参加の森林活動の推進」の支援策との位置付けで実施されています。具体的には、原野における新規植林や天然林の持続的利用に森林管理署、住民及び地方自治体に参加する仕組み（共同森林管理：Joint Forest Management）を普及していくことを目的とした取り組みです。

予算面・スタッフ面でのSAEPFの厳しい実状などを背景に民間セクターや地域住民参加による森林活動への期待度が高い反面、小規模かつ分散している森林現況から、国土保全の視点、木材の安定供給の視点のような森林政策は未だ不十分な状況にあるといえます。今年1月、民主的な選挙によりアタンバエフ大統領が選出されました。新大統領の下、省庁の再編、各省庁の内部組織の見直しが続けられています。国有林野についても、森林の維持拡大をより効率的に進めること、生産性の高い分野を民間セクターへ移行させることなどを中心とした改革議論が進められています。



ジャララバード州のクルミ林

キルギスタンの国有林野

キルギスタンの森林担当部局は環境保全森林庁（SAEPF）であり、国有林野の管理をその主な役割としています。全所管面積は約340万haであり、このうち森林は約84・6万haとなっています。つまりキルギスタンの国有林野のうち森林は約4分の1に留まっており、放牧地、採草地、農地、原野等が残りの4分の3を占めていることとなります。放牧地、採草地、農地等はこの国の歴史的・文化的背景から、積極的かつ



サントン総局長を歓迎する佐々木理事長

当センターと二十余年にわたり各種事業の実施を通じて交流のあるインドネシア林業省流域管理・社会林業総局のハリー・サントン総局長が4月18日、センターを訪れ、佐々木理事長ほかと親しく懇談しました。今回の訪日は我が国の森林・林業の視察が目的で、五日間の滞在期間中、センターのほか、林野庁、足尾の治山事業地、また、森林農地整備センターと林木育種センターが協力して実施する精英樹植栽試験地など各所を精力的に訪問されました。

インドネシア林業省流域管理・社会林業総局長が来訪

議員会を3月26日に開催し、公益財団法人移行認定申請結果と24年度事業計画・収支予算が承認されました。



CDM植林人材育成研修 海外研修（カンボジア）を実施

平成23年度CDM植林総合推進対策事業の一環として、CDM植林およびREDDプラスの企画立案・実施・モニタリングを担う人材を養成するための海外研修を、2月1日から3日までの三日間、カンボジア・プノンペンにて開催しました。今回の研修には現地カンボジアからの34



海外研修（カンボジア）での講義風景

CDM植林人材育成研修 国内研修（PDD作成コース）および情報交換会を実施

平成23年度CDM植林総合推進対策事業の一環として、CDM植林人材育成国内研修（PDD作成コース）を2月14日から16日までの三日間開催しました。この研修は、CDM植林プロジェクトに携わる予定の人々を対象に、プロジェクト設計書（PDD）作成の実習を行うもので、民間企業、大学、NGO等から12名が参加しました。また、併せて研修の



海外研修（カンボジア）での森林調査実習

名に加え、日本からも6名が受講しました。今回は特に、実際の森林管理により深く関わる地方関係者が多く参加しました。

森林・水環境保全のための実証活動支援事業の第一回委員会を開催
森林・水環境保全のための実証活動支援事業の24年度第一回委員会を4月24日に開催し、23年度の実施結果の報告を基に、24年度事業の実施方針ならびに実施計画案について検討を行いました。

「海外の森林と林業」編集委員会を開催
「海外の森林と林業」編集委員会を5月17日に開催し、次号84号の掲載原稿の最終検討と確定、および次々号85号の構成と募集原稿の検討を行いました。

新法人の下での初の理事会・評議員会を開催

公益財団法人へ移行後最初となる理事会、評議員会を、それぞれ5月28日と6月19日に開催しました。理事会では、旧法人として承認されていた24年度事業計画・収支予算が新法人としての計画・予算として承認され、評議員会では、23年度事業報告・収支決算が承認されました。

途上国森づくり事業（開発地植生回復支援）の第二回部会を開催

途上国森づくり事業（開発地植生回復支援）の平成23年度第二回部会を2月17日に開催し、森林回復技術開発モデル林の造成計画や土壌調査結果について報告し、報告書案について検討を行いました。



国内研修（東京）での実習風景

森林吸収源インベントリ情報整備事業検討委員会の開催

森林吸収源インベントリ情報整備

REDDプラスに係るJICA集団研修の実施

当センターでは、国際協力機構（JICA）による集団研修（国家森林モニタリングシステム整備のための人材育成）コースの研修受託機関として、カリキュラムの作成、講師の派遣ほか、研修の運営管理とモニタリング等を実施しています。研修は5月14日から7月6日まで8週間にわたって行われるもので、研修生はエチオピア、ガーナ、カンボジア、パプアニューギニア、モザンビークなど計8カ国からの11名。「自国の状況に基づいた国家森林モニタリングシステム計画案を作成し、その実施へ向けて関係者を組み込んだアクションプランを策定すること」を目標に、講義・実習が行われています。

感謝状の贈呈

4月1日付けでの公益財団法人への移行を記念して、センターでは、熱帯林造成基金事業等の海外植林活動に対し大口寄付等を戴いた皆様へ感謝状を贈呈し、これまでの協力で改めて謝意を表明しました。

事業の「次期枠組み検討委員会」と「自然撈乱検討委員会」を3月2日に開催し、COP17の結果と今後の課題、ならびに、山火事等の自然撈乱に伴う排出計上除外ルール適用に必要なデータ入手体制について検討を行いました。

途上国森づくり委員会の海外森林保全参加支援部会兼NGO関係事業連絡会を開催

途上国森づくり事業の「海外森林保全参加支援部会」と「NGO関係事業連絡会」の合同会議を3月23日に開催しました。センターから23年度NGO支援事業の実施状況について報告を行うとともに、事業実施各団体より活動報告を受けました。部会委員によるアドバイスや参加者間の活発な意見交換が行われ、事業の円滑な実施・運営に向けて連携の強化が図られました。また、国土緑化推進機構ならびに日中緑化交流基金からそれぞれの助成事業の実施状況について情報提供が行われました。

23年度第二回理事会・評議員会を開催

平成23年度第二回理事会および評



熱帯地域の森林造成に役立ててほしいと、次のご寄付をいただきました。

- ◆ キーコーヒー（株）を通じた個人4名様より4500円
- ◆ エコポイント事務局を通じて多数の方より35万4513円
- ◆ リンベル（株）を通じた個人90名様より21万8740円
- ◆ （株）竹尾（竹尾桐代表取締役社長）様より30万円
- ◆ 一般財団法人ベターリビング（那珂正理事長）様より400万円
- ◆ トヨタ紡織（株）（豊田周平取締役社長）様より50万円
- ◆ （株）和漢薬研究所（田中和雄代表取締役会長）様より100万円
- ◆ 東邦ガス（株）（佐伯卓代表取締役社長）様より260万6000円
- ◆ スギヤマサトシ様より5万円
- ◆ 読売新聞の「グリーンフレーム・プロジェクト」を通じて（株）読売新聞東京本社様より148万円

明日の地球にゆたかな森林を

あなたも国際緑化推進センターの活動にご協力ください

国際緑化推進基金

国際緑化推進センターの事業推進にご支援を

当センターの活動は、広く企業、団体、個人の皆様のご協力を大きな支えに展開されています。緑の地球づくり活動の一層の推進のために、皆様のご支援をお願いします。

熱帯林造成基金

あなたも熱帯地域に木を植えてみませんか

熱帯地域の緑化にあなたもご協力ください。皆様のご厚意がたくさん集まって「森林」が生まれます。当センターでは、減少著しい熱帯地域の森林の再生を目指し、国民の皆様の浄財を募って植林を実施しています。

国際緑化推進センターは公益財団法人ですので、上記二つの基金への寄付金に対しては租税の特例措置が適用になります。

【特例措置の内容】◎個人の寄付の場合は、一定額*を所得控除できます。*一定額：寄付金額（所得金額の40%を限度）-2,000円

◎法人の寄付の場合は、一般寄付金の損金算入限度額とは別枠*で一定の限度額の範囲内で損金算入とすることができます。*別枠：（所得金額の5.0%+資本金等の額の0.25%）X 1/2

賛助会員

国際緑化の情報をお届けします

賛助会員へご入会ください。賛助会員には個人会員と団体会員（法人・法人以外の団体・地方公共団体）があります。

◇年会費： ●個人会員…1口 10,000円 ●団体会員…1口 100,000円

◇会員へのサービス： 当センターが発行する出版物はじめ国際森林・林業協力を役立つ情報の提供、また海外緑化活動に関する相談などに応じます。

寄付金および賛助会員のお申し込みは、国際緑化推進センターまでご連絡ください。

お振込先 <口座名> 国際緑化推進センター

国際緑化推進基金：三井住友銀行 小石川支店 普通口座 0366832

熱帯林造成基金：三菱東京UFJ銀行 春日町支店 普通口座 0497178

賛助会費：三菱東京UFJ銀行 春日町支店 普通口座 0496575



公益財団法人

国際緑化推進センター

〒112-0004 東京都文京区後楽 1-7-12 林友ビル

電話：03-5689-3450

FAX：03-5689-3360

E-mail：jifpro@jifpro.or.jp

URL：http://www.jifpro.or.jp/